
平成20年度

「社会人の学び直しニーズ
対応教育推進プログラム」

Q & A

平成20年5月

文部科学省高等教育局
専門教育課

< 目 次 >

(1) 応募関係

- Q1-1. どのような大学、短期大学、高等専門学校が対象となるのか。…………… 1
- Q1-2. 他大学との再編・統合が決まっている大学からの応募は、どのようになるか。……1
- Q1-3. 来年度改組を予定している学部等の事業の応募は可能か。……………1
- Q1-4. 複数の大学等による共同の取組に応募することは可能か。……………1
- Q1-5. 複数大学での共同の事業に応募しようと考えているが、現時点で参加する全ての大学の了解を得ていない場合、応募することは可能か。……………1
- Q1-6. 大学、短期大学、高等専門学校以外の関係団体等と連携する事業に応募することは可能か。この場合、連携先との承諾書や協定書の添付は必要か。……………1
- Q1-7. 関係団体等との連携にあたって、どの程度の確認が必要なのか。(例えば、口頭での確認でも可能か。)……………2
- Q1-8. 社会人の学び直しニーズ調査を行うにあたって、関係団体との連携とあるが、応募する上で連携することは必須なのか。……………2
- Q1-9. 短期大学や高等専門学校であっても、修士・博士課程に応募することは可能か。…2
- Q1-10. 他の補助金などによる経費措置を受けている事業に応募することは可能か。……2
- Q1-11. 学際的な分野の場合は、人社系、理工農系、医療系の中からどの分野を選べばよいのか。……………2
- Q1-12. 対象とする社会人には団塊世代の方のようなリタイヤされた高齢者は含まれないのか。……………2
- Q1-13. 誰から提案書類を提出するのか。……………3
- Q1-14. 提案書類を郵送する場合、提出期限の消印があればよいのか。……………3
- Q1-15. 事前相談を行うことは可能か。……………3
- Q1-16. 学校教育法に基づく履修証明に該当しないプログラムであっても応募可能か……3

(2) プログラム関係

- Q2-1. 特定企業や自治体の職員を対象とした研修プログラムでの応募は可能か。……………3
- Q2-2. 現在大学で行っている公開講座での応募は可能か。……………3
- Q2-3. 1年未満の教育プログラムとあるが、下限はあるのか。また、総時間数の制限があるのか。……………4
- Q2-4. 比較的短期間の教育プログラムの場合、1年間に複数回実施してもよいのか。……4
- Q2-5. 受講者の人数に制限はあるのか。……………4
- Q2-6. 受講料等を徴収しない場合、受講希望者が増えることが予想される。この場合、受講者を制限するために選考することはできるのか。……………4
- Q2-7. 既存科目と新規科目の組み合わせについて制限があるのか。……………4
- Q2-8. 初年度は社会人の学び直しニーズ調査を行い、2年目から教育プログラムを開発し事業を実施することはできるのか。……………4
- Q2-9. 事業はいつから始めてもよいのか。……………5

(3) 審査・評価関係

- Q3-1. 採択件数は、国公私それぞれどのくらいの割合になるのか。また、大学・短期大学・高等専門学校の採択件数の割合はどうか。……………5
- Q3-2. 審査の過程でヒアリングは実施されるのか。……………5
- Q3-3. 事業の進捗状況・報告はどの程度求められるのか。……………5

(4) 委託費関係

- Q4-1. 委託費は、どのような経費に使用できるのか。……………5
- Q4-2. (様式4)の「(1)平成20年度予定額」はどのように記載したらよいか。……………5
- Q4-3. 共同申請の場合、予定額はどのように記載すればよいか。……………6
- Q4-4. 公募要領7. その他留意事項(2)に「本事業で開発したコンテンツや知的財産権について一定の条件の下で受託者に帰属する」とあるが、この際の「一定の条件」とは何か。……………6
- Q4-5. 委託費で広報等のための広告費を支払うことは可能か。……………6
- Q4-6. 再委託とはどのようなものを言うのか。……………7
- Q4-7. 3年間の事業として採択された場合、委託費を繰り越して使用することは可能か。……………7
- Q4-8. 受講料等の費用負担を求める事業の場合、経費は年間15,000千円を超えるものでも応募可能か。……………7
- Q4-9. 受講料等は徴収したほうがよいのか。……………7
- Q4-10. 他の補助金等で建設した施設等を活用して、当該プログラムを実施することはできるのか。……………7
- Q4-11. 他の再チャレンジ支援経費(国立大学法人運営費交付金特別研究経費)と当該教育プログラムの委託費を合わせてプログラムを実施することはできるのか。……………7
- Q4-12. 教育プログラムの受講者の受講料を免除し、その免除相当額を委託費で補填することはできるのか。……………7
- Q4-13. 教育プログラムを時間外(夜間や休日)に実施することに伴い、学内の教職員が講義をしたり業務を行う場合、委託費から諸謝金を支払うことはできるのか。……………8

(1) 応募関係

Q1-1. どのような大学、短期大学、高等専門学校が対象となるのか。

A. 平成20年4月1日現在設置されている大学、短期大学、高等専門学校であれば応募できます。ただし、平成20年4月1日現在すでに学生の募集停止中の大学等は応募することができません。

Q1-2. 他大学との再編・統合が決まっている大学からの応募は、どのようになるか。

A. 将来的に他大学との再編・統合が決まっている大学であっても、平成20年4月1日現在設置されている大学・短期大学・高等専門学校から応募してください。

Q1-3. 来年度改組を予定している学部等の事業の応募は可能か。

A. 平成20年4月1日現在設置されている学部等における実施事業に応募してください。また、改組した場合であっても、契約期間中は適切に事業を継続していただく必要があります。

Q1-4. 複数の大学等による共同の取組に応募することは可能か。

A. 1大学等1件までの応募とは別に複数の大学等が共同で行う取組の応募については、更に1件応募することが可能です。その際は、主となる1つの大学等の長が代表して応募してください（この場合、取組担当者及び事務担当者は、主となる1つの大学等の教職員でなければなりません）。なお、応募の際は共同での実施体制等が分かるよう具体的に提案書に記載してください。

Q1-5. 複数大学での共同の事業に応募しようと考えているが、現時点で参加する全ての大学の了解を得ていない場合、応募することは可能か。

A. このような事業に応募する場合、参加する全ての学長（校長）の了解を得ていることが前提となります。

Q1-6. 大学、短期大学、高等専門学校以外の関係団体等と連携する事業に応募することは可能か。この場合、連携先との承諾書や協定書の添付は必要か。

A. 可能です。ただし、大学・短期大学・高等専門学校以外の機関・団体等は、「複数の大学等」には該当しません（例えば1大学とNPOが連携した取組は、1大学の単独の取組としての申請となります）。提案書には、関係団体等について記載するとともに、連携内容について具体的に記載してください（関係団体等と連携する場合、相手方の了解が得られていることが前提です）。なお、承諾書等については定められたページ内で添付が可能な場合は添付してください（添付は必須ではありません）。

Q1-7 関係団体等との連携にあたって、どの程度の確認が必要なのか。(例えば、口頭での確認でも可能か。)

A. 本プログラムの実施に際して、トラブルが生じることのないよう、口頭だけではなく文書での確認をとることが望まれます。

Q1-8 社会人の学び直しニーズ調査を行うにあたって、関係団体との連携とあるが、応募する上で連携することは必須なのか。

A. 必須ではありません。

Q1-9. 短期大学や高等専門学校であっても、修士・博士課程に応募することは可能か。

A. 当該大学等で提供する教育プログラムを受講する対象ですので、短期大学や高等専門学校であっても修士・博士課程に応募することは可能です。主な受講対象については企画提案書の事業概要に記述してください。

Q1-10. 他の補助金などによる経費措置を受けている事業に応募することは可能か。

A. 当該大学等において、大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費補助金等により文部科学省が行っている他のプログラムで選定されている取組と同一又は類似の取組については応募できません。

※ その他委託事業の内容等については、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」実施要綱等を参照してください。

Q1-11. 学際的な分野の場合は、人社系、理工農系、医療系の中からどの分野を選べばよいのか。

A. 当該大学等の提供する教育プログラムの内容等を踏まえ、最もふさわしいと思われる分野を1つ選んでください。

Q1-12. 対象とする社会人には団塊世代の方のようなリタイヤされた高齢者は含まれないのか。

A. 高齢者に限らず、受講者の知的好奇心を満たすことだけを目的とするような教育プログラムは今回の対象となりません。提供する教育プログラムで身に付けた能力・知識等を活用して、新たな職場や職種にチャレンジ出来ることや現在の職種でのキャリアアップを図ることを目的としておりますので、そのような趣旨・目的であれば高齢者の方を対象としたプログラムであっても応募可能です。

Q1-13. 誰から提案書類を提出するのか。

A. 各大学等の長から応募していただきます。共同申請の場合は、主となる1つの大学等の長が代表して応募してください。

Q1-14. 提案書類を郵送する場合、提出期限の消印があればよいのか。

A. 消印有効ではありません。定められた期間内に到着しないもの（受付期間より前に届いたものも含む）については、受け付けません。また、郵便等の事情での遅延も考慮いたしません。

Q1-15. 事前相談を行うことは可能か。

A. 提案書類の記入方法や委託費の執行等については、随時質問を受け付けます。ただし、提案内容についての相談はお受けできません。

Q1-16. 学校教育法に基づく履修証明に該当しないプログラムであっても応募可能か。

A. 公募要領P1の「2. 対象とする事業」の内容を全て含むものであれば、法に基づかない履修証明であっても応募可能です。

(2) プログラム関係

Q2-1. 特定企業や自治体の職員を対象とした研修プログラムでの応募は可能か。

A. 特定企業や自治体に所属している者のみが受講対象となっているプログラムでの応募はできません（プログラム開発にあたって企業や自治体との連携を排除するものではありません）。特定企業や自治体に所属している者に限ることなく、受講対象が広く開放されている場合での応募は可能です。

Q2-2. 現在大学で行っている公開講座での応募は可能か。

A. 本プログラムの対象とする事業は、公募要領「2. 対象とする事業」にあるように、「再チャレンジ」という観点から、社会人の「学び直し」のニーズに応える実践的な教育プログラムの開発、実施を行う優れた取組であり、社会のニーズを把握した教育プログラムの開発・実施体制が計画されていること、受講者が身に付けた能力を適切に評価することができる内容であること、履修証明の社会通用性の向上方策について具体的な計画が示されているなどが必要となります。現在、大学等で実施しているか否かに関わらず、このような事業を実施しようとする場合は、応募可能です。（企画提案書には、既存の公開講座の実績と今後の計画を区別して記載してください。）

Q2-3. 1年未満の教育プログラムとあるが、下限はあるのか。また、総時間数の制限があるのか。

A. 下限および総時間数ともに特段の制限はありません。社会人の「学び直し」のニーズに応えることのできる、体系的な教育プログラムであるものが事業の対象となります。なお、企画提案書の事業概要の記載に当たっては、主としてどのような社会人を対象としているプログラムなのかについては必ず記述してください。

※学校教育法に基づく履修証明を行う場合は120時間以上とする必要があります。

Q2-4. 比較的短期間の教育プログラムの場合、1年間に複数回実施してもよいのか。

A. 社会人の「学び直し」のニーズに応えることのできる、体系的な教育プログラムであり、かつ当該大学として実施可能であれば、差し支えありません。

Q2-5. 受講者の人数に制限はあるのか。

A. ありません。教育プログラムの内容や教育効果、実施体制等を踏まえて計画してください。

Q2-6 受講料等を徴収しない場合、受講希望者が増えることが予想される。この場合、受講者を制限するために選考することはできるのか。

A. スペース等の問題から、教育プログラムの円滑な実施が困難であるような場合、各大学等の判断により選考することもやむを得ないと考えますが、社会人の再チャレンジを支援する観点から、受講希望者は極力受け入れていただくことが重要であり、クラス数を増やすなどして対応することが望まれます。

Q2-7. 既存科目と新規科目の組み合わせについて制限があるのか。

A. ありません。社会人の「学び直し」ニーズに応えることのできる、体系的な教育プログラムとなるよう、大学等で判断してください。

Q2-8 初年度は社会人の学び直しニーズ調査を行い、2年目から教育プログラムを開発し事業を実施することはできるのか。

A. 初年度にニーズ調査を行い、それを踏まえて2年目に教育プログラムを構築するのであれば、応募時には、どのような教育プログラムとするのか、具体的に記載することが困難となります。応募時は、どのようなニーズを踏まえた教育プログラムなのかを具体的に記載いただく必要がありますのでご注意ください。

なお、初年度に教育プログラムを開発し、2年目から教育プログラムを実施することは差し支えありません。

Q2-9. 事業はいつから始めてもよいのか。

A. 採択された教育プログラムを実施する大学等は、国と委託契約を締結することが必要となります。事業の開始は、契約が締結された後からとなります。（新規事業の場合、8月中旬に選定を予定しており、その後、契約等の事務処理の関係上、秋ごろに契約書を取り交わすこととなる見込みです。2年目以降は年度開始後1～2ヶ月程度で契約書を取り交わすことができる見込みです。）

(3) 審査・評価関係

Q3-1. 採択件数は、国公私それぞれどのくらいの割合になるのか。また、大学・短期大学・高等専門学校 of 採択件数の割合はどうか。

A. 採択件数は、全体として30件程度としていますが、応募の状況等により調整を行うことがあります。また、審査・採択にあたっては、事業目的（再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の実現を目指す）を踏まえ、分野、地域、学校種のバランスに配慮することがありますが、事前にその割合を決めて公募するものではありません。

Q3-2. 審査の過程でヒアリングは実施されるのか。

A. 本プログラムでは、審査の過程でヒアリングは予定していません。

Q3-3. 事業の進捗状況・報告はどの程度求められるのか。

A. 毎年度、事業の内容、受講者数、修了者数、進路状況等について、最終的に受託業務が完了した後は、これらに加えて、関係団体からの評価、今後の取組等について報告していただく予定です。具体については、採択された大学等に対して別途お知らせします。

(4) 委託費関係

Q4-1. 委託費は、どのような経費に使用できるのか。

A. 経費の使途として、設備備品費（取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの。事業の実施に必要でやむを得ない場合にのみ計上できるなどの注意事項あり）、人件費（大学等の教職員を除く。）、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、光熱水料、印刷製本費、消費税相当額、再委託費（委託業務の一部について、再委託することを計画書等に定め、文部科学省が認めた場合のみ））に使用することができます。

Q4-2. (様式4)の「(1)平成20年度予定額」はどのように記載したらよいか。

A. 「(様式4)委託事業予定額調」のうち、平成20年度に事業を実施するために必要な経費について記載してください。また、委託事業として開始できるのは、採択時点ではなく、契約完

了後となりますので、平成20年度の経費の積算は概ね平成20年9月以降に必要となる経費を計上してください。記載方法は、企画提案書作成・記入要領を参照してください。

Q4-3. 共同申請の場合、予定額はどのように記載すればよいのか。

A. 企画提案書にある各々の費目ごとに、各々の大学等の経費が分かるように積算内訳に記載してください。

Q4-4. 公募要領7. その他留意事項(2)に「本事業で開発したコンテンツや知的財産権について一定の条件の下で受託者に帰属する」とあるが、この際の「一定の条件」とは何か。

A. 産業活力再生特別措置法(平成11年8月13日法律第131号)第30条により、国の資金を供与して行う全ての委託研究開発(特殊法人等を通じて行うものを含む。)に係る知的財産権(知的財産基本法第2条第2項)について、その全部を受託者に帰属させることができるとされています(日本版バイドールに関する規定)。

- 〈1〉研究成果が得られた場合には国に報告すること。
- 〈2〉国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等の利用を国に許諾すること。
- 〈3〉当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合に、国がその活用を促進するために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときには、その利用を第三者に許諾すること。

また、コンテンツに関しても、日本版バイドール規定と同様の仕組みとして、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年6月4日法律第81号)第25条により、国が制作を委託等したコンテンツ(同法第2条第1項)に係る知的財産権(知的財産基本法第2条第2項)について、その全部を受託者に帰属させることができるとされています(コンテンツ版バイドール)。

- 〈1〉当該コンテンツに係る知的財産権の種類その他の情報を国に報告すること。
- 〈2〉国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツの利用を国に許諾すること。
- 〈3〉当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合に、国がその活用を促進するために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときには、その利用を第三者に許諾すること。

Q4-5. 委託費で広報等のための広告費を支払うことは可能か。

A. 事業費の雑役務費で支払うことが可能です。(ただし、費用対効果を考慮し、過大な計上は認められません。)

Q4-6. 再委託とはどのようなものを言うのか。

- A. 単独申請の場合は、当該事業の業務の一部を第三者に行わせる場合が再委託となり、大学改革推進等補助金の取り扱いと同様に、委託対象経費の総額の50%を超えることはできません。共同申請の場合は、代表となる大学等が国と委託契約を締結することになり、共同する大学等の業務は代表となる大学等からの再委託という整理となりますが、このような場合は50%の対象外とします。ただし、単独及び共同申請のいずれの場合も、委託対象経費の50%を超えて当該大学等から業務の一部を第三者（大学等以外）に行わせることはできません。

Q4-7. 3年間の事業として採択された場合、委託費を繰り越して使用することは可能か。

- A. 毎年度、委託契約に基づき、当該単年度に必要な委託費を支払うこととなりますので、繰り越して使用することはできません。また、毎年度、額の確定を行うこととなります。

Q4-8. 受講料等の費用負担を求める事業の場合、経費は年間15,000千円を超えるものでも応募可能か。

- A. 上記の様な事業計画の場合、事業総額は年間15,000千円を超えるものも応募可能です。このような場合であっても、委託費の上限は15,000千円となります。

Q4-9. 受講料等は徴収したほうがよいのか。

- A. 受講料等を徴収することは差し支えありません。なお、受講料等を徴収する場合は、例えば、教材費は受講料等でまかなうなど、その必要性や用途を明確にし、企画提案書（様式4）に記載してください。ただし、委託費と受講料等の用途の重複は認められませんので、受講料等の用途に要する経費は委託費から支払うことはできません。

Q4-10. 他の補助金等で建設した施設等を活用して、当該教育プログラムを実施することはできるのか。

- A. 当該補助金等の目的や条件に照らし、当該教育プログラムを実施する上で活用することが可能であれば、差し支えありません。

Q4-11. 他の再チャレンジ支援経費（国立大学法人運営費交付金特別研究経費）と当該教育プログラムの委託費を合わせてプログラムを実施することはできるのか。

- A. それぞれ目的を別にするものですので、経費を混同して使用することはできません。

Q4-12. 教育プログラムの受講者の受講料を免除し、その免除相当額を委託費で補填することはできるのか。

A. 委託費は教育プログラムの開発・実施に必要な経費であることから、受講料等の減免相当額を大学の収入として委託費に積算することはできません。

Q4-13. 教育プログラムを時間外（夜間や土日）に実施することに伴い、学内の教職員が講義をしたり業務を行う場合、委託費から諸謝金を支払うことはできるのか。

A. 本プログラムは大学における業務の一環として行うことを前提としているため、基本的には、学内の教職員に手当等を支給することは想定していません。各大学等の就業規則に基づき、手当等を支給する必要がある場合には、個別に文部科学省へお問い合わせください。